

第421回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和5年6月20日(火)午後1時30分～同4時38分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- (2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について
- (3) 令和5管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について
- (4) 漁業権の免許をすべき者の判断基準について
- (5) その他

3 議事

第1号議案

めばる刺し網漁業の有効期間について(諮問)

第2号議案

手操第一種漁業(機船手操網漁業)の公示について(諮問)

第3号議案

令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

第4号議案

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項について

第5号議案

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、樋口 恵佳、佐藤 一道、
伊原 光臣、佐藤 栄一

山形県漁業協同組合

総務部長(兼)指導課長 安藤 大栄

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

伊澤 幸太郎

山形県水産研究所

副所長

高澤 俊秀

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

伊藤 寛和

山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 密議の概要

事務局 これより第421回山形海区漁業調整委員会を開会いたします。始めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 はい、確か前回の会議で、私の足が腫れて痛みがあるので明日検査を受けに行く、というお話をいたしました。その際に溶連菌感染後反応性関節炎という厄介な病気ではないか、との自分の予想を基に後日検査を受けに行きました。内臓も血液も全部検査した結果はどこにも異常はありませんでした。ただ、炎症を起しているので白血球の数値は高くなっていました。肝心の溶連菌検査は5分で結果が出ますが、予想どおりに陽性反応が出ました。皆様のご参考になるかと思いまして、この病気について少々述べさせていただいて私の挨拶と代えさせていただきます。

この溶連菌感染後反応性関節炎というのは、溶血性連鎖球菌に感染した人のごく一部が、筋肉や関節にその菌が転移して脚に炎症を起こす病気です。私がかかった医師の話によると、溶連菌感染症によるものだと即座に診断できる医師は、百人のうちに一人か二人ぐらいだろうと言われました。また、一般的な大病院では、まず見つかりにくいだろうという事でした。その理由は、この検査キットが保険適用外の自費診療扱いになるという事で、その関係で公立の病院では基本的には使えないという事でした。私は開業医にお願いをして、事前に検査キットを取り寄せてもらいましたので検査できましたが、一般的な病院に行くと原因が判然とせず巡回しにされる恐れもあります。そして、これには特効薬もなく、完治には三か月ほどかかるという事でした。私の発症期間自体は二か月半、右足まで発症したのは一か月半ほど前でしたので、痛み無しで歩けるようになったのは先週末からで、ようやく今は痛みが無くなりました。途中に多少症状が良くなったり油断をして川に水を汲みに行き、その際に重いボリタンクを持って歩きましたら、一時的に症状がぶり返してしまいましたので甘く見てはいけないと痛感いたしました。

この病気について皆さんにぜひ覚えておいていただきたいのは、一時的に軽い風邪症状が現れ、それは直ぐに治まるのですが、その後で脚に酷い痛みを伴う物凄い腫れが発症したら、それは溶連菌感染後反応性関節炎を疑い、この検査キットは四、五千円ですから極端に高いものではありませんので、なるべくなら自費診療でこれを取り寄せてもらい検査をする事をぜひお勧めいたします。なぜ早期発見が重要かと申しますと、この感染症は、発見できず症状が悪化すると大変怖い合併症を併発して、脚だけでは済まず腎臓にまで影響があり、急性糸球体腎炎を引き起こす原因となり、こうなってしまい運が悪いと人工透析になってしまいます。私の同級生にも、もう既に亡くなっていますが、この感染症を早期に発見できず人工透析になった方がおります。それを防ぐ為には、感染後一か月の抗生物質服用が重要です。私も判明後は一か月間抗生物質を服用いたしましたので、その恐れはありませんが、これを一般の関節炎だと思いその治療だけを受けてしまうと、いつのまにか腎臓にまで影響してしまいますので御注意ください。ネットではこの症状についてよく書かれており、私も以前に読んでおりましたので、自分に症状が出た際には、もしかしたらこの感染症ではないかと推理する事ができます医師にも良く気が付いたと言われました。風邪のような症状が現れて、脚が腫れて痛みを伴っていたら、この感染症を疑った方がよろしいかと思います。初期症状は痛風と似ておりますが、痛風は痛む部分の移動はしませんが、この感染症は細菌性ですので、痛い場

所が移動いたします。こういった症状が現れたら十分に注意して、この感染症にも注意して疑って下さい。山形にいる私の知り合いも感染したという事でしたが、あちらは良い病院も揃っておりますし、その方は比較的早く発見できたとの事でした。知らずに感染し結果として人工透析で不自由な生活を送っている方もおられるようです。見つかりにくく症状が悪化しやすい治癒に時間のかかる病気ですが、原因が分かれば決して恐れる必要のない病気です。皆様も知識として頭の片隅に入れていただいて、症状が現れた際には、慌てず早期に適切な治療を行えるように御紹介させていただきました。

関係ない話が続きましたが、いか釣りも結構苦戦しているようですし、なかなか厳しい水産庁の見解もあるようです。引き続き漁に関する環境は厳しいものがあります。その状況下で我々海区委員会によって、そのような状況を多少なりとも改善するお手伝いができれば良いと考えておりますので、本日も議案が沢山ございますが慎重な審議に御協力をお願ひいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。では、次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規定第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長指名をお願いします。

議長 はい、それでは本日ご出席の委員の中より2名、伊原委員と佐藤一道委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

一同 はい、異議なし。

事務局 では、報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。(委員に配布資料が揃っていることを確認)では、大丈夫のようですので会長に進行をお願いします。

報告事項

(1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

議長 では、本日も次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。まず、最初に報告事項から進めたいと思います。報告事項1「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について」これには、私、今年は参加しておりませんので、補足する事はございません。こちらを事務局の方から内容の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項1の資料、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について御説明いたします。5月26日に東京で行われましたが、近頃はコロナ禍の為に書面での開催となっていましたので、久しぶりの対面による総会開催となりました。次第にありますとおり総会の進行がございまして、第1号議案から第4号議案まで全て承認となりました。最も時間をかけられたのが第3号議案の中央要望活動の協議について、になりまして、18ページに8つの新規要望項目が掲載されておりますが、以前からの継続要望項目に加え新たに要望項目が追加されて、それらを中心に説明がございました。

1つ目は漁業監督吏員の資質向上として、訓練・研修等を拡充すること、しております。漁業監督吏員とは都道府県知事が命じて漁業に関する法令の励行に関する事務を行う職員のことです。

2つ目は違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化の要望となっております。続きまして、3つ目は沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について、でございます。現在行われて

いる広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認のあり方や承認の条件、また運用の仕方等について見直すこと、大臣届出漁業である沿岸まぐろ延縄漁業者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理ではなく大臣管理として国で管理すること、との要望をしております。

4つ目ですが、AISを活用した事故防止・安全航行の指導ということで、国際VHFを利用して船舶の情報を自動で識別する船舶自動識別装置AISですが、この利用普及に努めること、設置船舶につき沿岸域での航行・操業時はAISを作動させ安全航行に努めるよう指導する旨の要望としております。

5つ目は、漁獲量を正確に把握する仕組みの整備ということで、漁協共販など既存の管理体制を通さない場合においても、TAC魚種の正確な漁獲量把握するための仕組みを整えることとの要望です。

6つ目は、定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術開発・普及ということで、国を中心に資源管理型の技術開発や技術の普及促進への支援策を要望しております。

そして7つ目といたしましては、遊漁者に資源管理を行わせる体制整備ということで、遊漁者の組織化や資源管理を行わせる法制度や体制整備を進める旨の要望としております。

最後の8つ目は、ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化につきまして、ミニボートの保険加入義務付けや現在、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外となっている、船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけることを要望しております。

新規はこの8項目ですが、他には例年の要望も併せて中央省庁に要望活動を行うこととしております。

なお、次期総会の開催地も東京となります。また、議事のあと、海区漁業調整委員会委員表彰の表彰式が行われ、今回、当海区からの表彰は伊原委員と佐藤一道委員の御二人でしたが、各海区から一名までの出席という制限がございましたので、伊原委員に御出席いただき、会長から表彰の感謝状を授与されております。

他には、山口県瀬戸内海区会長から水産庁に対し、カタクチイワシの新聞報道で漁業者の同意が十分でないままTAC管理へ進めることとされた件について、どういうことなのか問い合わせる場面があり、管理調整課沿岸遊漁室長が出席されておりましたが、直接の担当責任者ではないのですが、TACについては漁業者の同意を得て進めると回答した場面がありました。簡単ですが、以上です。

議長　はい、ありがとうございます。只今の新規要望項目8番目に「日本漁船組合」とありますが、正確には「日本漁船保険組合」の間違いではないのでしょうか。

伊原委員　日本漁船保険組合。

議長　日本漁船組合では無いですよね。

伊原委員　日本漁船保険組合。

議長　総会資料には「保険」が抜けていますが。

事務局 そうですね。

議長 当日の総会で指摘する方はいなかつたのですか。

事務局 いらっしゃいませんでした。訂正もありませんでした。

議長 そうですか、わかりました。

事務局 具体的に要望項目内で詳細に記載している文章内では「日本漁船保険組合」と表記されておりますので、要望項目紹介文のみ「保険」の文字が省略されているようです。

議長 その部分が抜けていた訳ですね、分かりました。先ほど山口県瀬戸内海区会長から御意見が出たということでしたが、それについて他の海区の方から追加意見等は出なかつたのでしょうか。

事務局 お時間が押しているという理由もあったのかも知れないのでですが、特段の追加意見等はありませんでした。

議長 水産庁からの返答はあったのでしょうか。

事務局 TACの進め方については漁業者の同意を得てから進めていく、ということでお話をされておりました。ただ、管理調整課沿岸遊漁室長ですので直接の担当ではないと思いますが。

議長 それは漁民の同意を得ることを断言したのですか、それとも、なるべく同意を得るよう努力するというニュアンス的回答だったのでしょうか。

事務局 「得る」と言っていました。

議長 「得る」と言ってしまった。どうなるのでしょうかね、わかりました。はい、他に何か質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。これ来年も東京なのでしょうか。

事務局 はい、そうです。

議長 これは報告事項ですから、皆様からは他に特に何かございませんでしょうか。

一同 ありません。

議長 はい、では無いようでしたら、今の報告事項1につきまして了解することとして、次に移りたいと思います。

(2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について

議長 では次に報告事項の2「大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について」これも事務局の方より報告をお願いします。

事務局 大臣許可漁業であります大中型まき網漁業者と県内の沿岸漁業者との操業に関する話し合いや情報交換の場として、水産庁が主催して毎年調整会議を開催しております。その場には海区委員会委員の方からも立合い的な立場でご参加いただきました。

例年、飛島沖と大瀬沖の2つの会議をしておりましたが、コロナ禍においてはZOOMによる開催や書面での情報共有のみとなっておりましたところ、今年度も報告2の資料にありますとおり、最近では操業上の問題も生じていないことから、書面で注意事項を確認するということになりました。その情報交換の資料をお示ししております。

以前、対面で行われていた会議開催時の資料及び例年の確認事項がベースとなっておりますので、お時間のある時にお読み下さい。簡単ですが御報告は以上です。

議長 これにつきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。例年と特に変わったことは無かったということでおよろしいでしょうか。

事務局 取り立てて特にはございません。

議長 はい、わかりました。ほぼ例年どおりということで、全く新たに何かがあった訳ではないようですね。では、こちらの方は報告どおりでよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 はい、ではこの報告事項は以上で終了して次に移ります。

(3) 令和5管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について

議長 報告事項の3「令和5管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について」これにつきましては庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

大川主査 くろまぐろの令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いにつきましては、3月に行われました第419回委員会で事前にお諮りさせていただき、追加配分については全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとさせていただきました。その後、農林水産大臣から、くろまぐろの追加配分にかかる漁獲可能量の変更通知がございまして、報告資料にありますように変更いたしましたので御報告いたします。

くろまぐろ(小型魚)につきましては、1枚目の資料のとおり本県に定められた数量は 当初配分から10トン増となり 22,700キロ、山形県くろまぐろ漁船漁業を22,500キロに変更いたしました。大型魚については、2枚目の資料のとおり本県に定められた数量を当初から3,200キロ増の13,600キロ、山形県くろまぐろ漁船漁業を13,500キロに変更し県ホームページで公表いたしました。なお、3枚目に参考として、山形県のくろまぐろ漁獲可能量の推移と漁獲実績についてまとめておりますので御覧下さい。1の令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量については、今お話したとおりの変更を表にまとめてございます。2の令和5管理年度の知事管理区分毎の漁獲実績でございますが、くろまぐろ小型魚については上の表のとおり、まだ数量の残りがございますが、くろまぐろ大型魚については、下の表にまとめておりますが、漁船漁業の漁獲量がほとんど枠を

消化いたしましたので、6月10日から採捕は停止されている状況となっております。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今の報告内容に関して皆様からの御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。大型魚は早々と100パーセント近い消化率となってしまったという報告でしたが、この点も踏まえて、皆様には御質問や御意見等ござりますでしょうか。私の方から一点質問ですが、まだ小型魚は枠が残っているようですが、以前にもありましたが他県に小型魚の枠を譲って代わりに大型魚の枠を譲ってもらう予定などは無いのでしょうか。もちろん、小型魚の枠も直に消化してしまうとは思いますが、この点で何か考えていることはあるのでしょうか。

大川主査 漁はまだ続いている状況でございますので、今直ぐに交換という話にはならないとは思いますが、漁が落ち着いてまいりまして、もし枠が交換できるような数量が残っているようでしたら、そういう方策も考慮してまいりたいと思います。

議長 大型魚の枠が直ぐに無くなってしまったことに対して、漁業者の方からの意見、反応はございませんか、もっと大型魚の枠を増やして欲しい等ということはございませんでしたか。

飯塚委員 枠のことですが、国の方でこのような数字を出してくるのですが、向こうが一方的に出してくるだけで、こちらの方からも海区の意見として、もう少し枠を増やして欲しいというように強い要望はできないものなのでしょうか。漁業者から見ると一般的にまぐろが増えていると言われながらも、過去の実績から算定された数量しか割り当てられないですし、その決められた数字をオーバーするとペナルティを課され処分対象になり、また割当数量が減らされてしまうということで守っている訳ですよ。そういう現状を考えると、何時になっても割当数量が増えていく見通しが立たないのですが。

議長 只今の飯塚委員の御意見というのは、他県の枠をこちらに融通するという意味ではなく、我が国全体としての枠を増やすように国際会議で働きかけられないか、という御意見でしょうか。

飯塚委員 そこまで話を大きくすることでもないですが、できれば自分達の生活を守る為にも、それは必要なのではないですか。現状は獲れるものを獲れないで、ただ眺めている訳ですよ。

議長 今お聞きしたいのは、国内での分配方法について見直して欲しいといったことでしょうか。もしくは海外においての国際会議で我が国への漁獲割り当てを増やしてほしいといったことなのでしょうか。

飯塚委員 どちらかと言えば両方ですね。とにかく自分達が獲れるようにすることが目的なのだから。国際的にも増やしてくれるのなら、それは我々にも恩恵は来るのだけれど、現在は我々が守っている割当て数がいつまでも増えない、現状を把握しないで過去の実績だけを基礎に算定された抑えられた数量ではないか、ということに苛立ちを感じています。資源が減っていくのであれば無謀なことも言えませんが、國の方でも当然現状は把握しているのでしょうかが、まぐろ資源が増えて行っている中で、海区調整委員会のみ

ならず、県全体としても強い要望を出していく等、そのような行動で漁業者の生活をいくらかでも良くして行こうと努力することが必要ではないのでしょうか。

議長 例えば、国内の都道府県同士の分配方法についてではなく、国際会議においての我が国の発言力を高め資源量の増加に応じた配分を求めて、それを実現して欲しいということですね。我々も国際会議の状況を見聞する機会がないですし、情報が入っても来ませんが、今の国際会議で本邦が置かれている状況や立場などは県の方では把握されておりますか、実態として資源量が増えているほどは割当量が増えていないという印象がありますが、お分かりになる情報があれば示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

大川主査 新聞報道によりますと、まぐろにつきましては、水産庁の方では2025年を目途に関係県の合意を得た上で、現在の管理方式とは違った目標の資源水準を決めた上で、状況に応じた漁獲可能量を事前に算出し決定していくという管理方式の導入を模索しており、現在は関係する都道府県の同意を形成中であるとのことです。2023年度は枠の拡大提案をせずに24年の国際会議において、増枠の提案を目指すということで理解を得ているようでございます。現在の目標に掲げている資源量の回復は2024年には見込まれるということで、その達成を待ち2024年の国際会議より交渉を開始すると説明がなされておりました。今年は増枠要求を行わないのですが、発表を待ち目標達成後の24年に交渉を開始するとのことで説明がなされました。

議長 見通しとしては、現時点では2024年度までに暫定回復目標が達成可能な資源量にあるのでしょうか。

大川主査 見込まれていると思います。

議長 なるほど、現在は比較的順調に資源量は回復傾向にあるということですね。ただ、それで我々が2024年に国際会議の場で増枠提案をして、それが諸外国からの理解を得られるかは未知数な所が多いのが実情でしょうか、我が国は海外からは暖かい日で見てもらっていないようなイメージを持っております。只今は公になっている情報を基に県からの説明がありましたが、皆さん御意見等はございますでしょうか。

伊原委員 我々はマグロのことにずっと関わってきてるので分かるのですが、10年間の管理期間が来年いっぱい終わり、25年から新たな管理期間が始まるのですが、来年1年間で向こう10年の資源評価をしていき、新たに国際間での議論を行っていく中で、マグロの資源量が回復しているという話は必ず出てくると思うのです。現在は来年すぐに増枠して欲しいといつても、それは日本全国どの地区でも欲しいのですから、その枠を国内で奪い合いしても我が国全体の枠が増えている訳ではないですから難しい面もありますが、現在はその枠を融通し合うことはできておりますので、余剰枠を持っている地区で交換しても良いという場所が現れれば、それはお互いで譲り合えば良い訳です。国際間の問題は、その取り決めを守っていくしかないと私は考えております。

私も資源は増えている印象を強く持っているのですが、それが2025年度の新しい資源管理計画の下で反映されることを期待したいと思います。

飯塚委員 声を上げずに、ただ期待するだけで黙っていたら何も変わらないでしょう。

伊原委員 でも、国際問題ですから。

飯塚委員 いくら国際問題でも、私はマグロを獲っている訳ではないですが、感情論ではないけれど、まぐろがいっぱいいるという話を聞いている中で何もしないというのは納得がいかない。

伊原委員 今の話を国際会議の場で山形県海区調整委員会の意見として反映できるのでしょうか。反映できるのであれば、その話を提出するのが一番良いですが。

議長 全漁連でも水産庁に対してはそういった要望を出している訳ですよね。水産庁も国際会議に出かけて当然アピールはしているのでしょうか、国際会議に出た時に我が国の発言力はどの程度あるのか、ということと他国の人々が本邦の実情にどのくらい理解を示してくれるのか、そういうことにかかるくるのではないかとは思います。会議の情勢については時々報道はなされているみたいですが、それによると諸外国が我々に向ける視線には厳しい印象を感じます。あくまでも報道の範囲内でしか分かりませんが。この配分方法ですが各国に平等に配分されるものなのでしょうか、それとも特定の国に割り当てる増えていくようなものがあるのか、そこまでは分かりませんでしょうか。

大川主査 そこまでは分からないですね。

議長 各国に平等に割り当てるされたら問題ないのですが。例えば、他国は増やされて、我が国だけが据置や微増であれば、それは厳しい状況が続くのでしょうか。国際会議の内容はストレートに我々へ伝わって来ないですね、中でどういった話合いが持たれているのか私たちには全く分からないし、まさか水産庁長官自らが行く訳でもないだろうし、そもそもどのような参加者がいるのかも分からないですからね。

池田会長代理 これはデータから見れば、大型魚に関しては割当数自体も少ないということはあるだろうし先に獲ってしまったのかもしれないが、金銭的なことを考えると大と小の制限数量を交換できるような体制があれば、マグロ漁業者も水揚げが多くなり、ある程度生活は安定していくものだと思う。実績から見ても大型魚はもう沖止めだということだが、小型魚はまだ60パーセント程度しか消化していない。漁業者も大型魚ばかり獲り小型魚は放流しているという訳ではないし、魚の実情からいえば大型魚が増えており、その状況が反映された結果として、現在の限度まで達した大型魚漁獲枠消化なのでしょうから、その点を踏まえた上で大型魚が多く獲れるような数量分配を検討してもらうということはできないのでしょうか。

議長 どうなのでしょうか。小型魚を保護して大型魚を漁獲していくという発想なのでしょうけどね。

池田会長代理 大型魚を獲っていけば単価的にも上がっていくし、まぐろ漁業者の水揚げも向上していくのではないかなどということを考えた場合に、逆に小型魚に割り当てられた分を大型魚に割り振りして獲れるようにする仕組みしてくれた方が、漁業者としては水揚げは相当違ってくるのではないかと思う。

議長 大型魚の方が単価は高いですからね。

大川主査 ただ今は御希望が無いので行っていませんが、例えば漁が始まる時期の前に大型魚と小型魚を交換する相手を見つけて、交換し合って大型魚の枠を増やしてから漁を開始することも考えられると思います。

池田会長代理 キロ1,000円のものを獲るよりも、キロ単価5,000円6,000円するものを獲る方が良いのです。まさか大きいマグロばかりが沢山泳いでいて、小さい魚が泳いでいない訳でもないですし、その辺は漁業者の意見を聴きながら、相談して取り決めを進めて行って欲しいと思います。

議長 この30キログラムの境目は、産卵する魚体しない魚体の大まかな区別ですよね。

大川主査 はい、そうですね。

議長 産卵する魚はある程度は残さないと産卵数が減れば孵化数も減ってしまいますので。そういう訳で資源量が増えている割には、大型魚には依然として国際的な手厚い保護をしているということなのではないのかと思います。

大川主査 令和4年に枠が増えた際ですが、その時に全漁連から沿岸漁業者には小型魚を手厚く配分して欲しい、という要望が水産庁にあったようで、そのこともあってそれを境に大型魚の枠自体が増えたこともあるのですが、大型も小型も増えましたが、その増えた枠も小型魚への配分に厚く配分されているようで、それも影響していると思います。

議長 全漁連の意向なのですか。

大川主査 全漁連の意向です。

議長 そうすると、多数決的に言えば全都道府県の総意に近いということになるのですよね。

大川主査 全国の総意ということでしょうね。枠に関していえば、縦越制度が導入されて以降は増えてきてはおります。例えば、小型魚では令和元年度は縦越という制度が無かつたのですが、その際は小型魚は10.3トンでした。翌年の令和2年から縦越制度が導入され、自県と国の縦越分を足し合わせて、同年には14.5トンに増えております。その翌年の令和3年には16.6トン、令和4年は枠自体が増えたことと消化率が良かったこともあります、消化率メリットも付加されまして25.5トン、令和5年は22.7トンで縦越制度が無かつた時は10トン程度で推移していた頃と比べると増えております。大型魚も同じように縦越制度が無かつた令和元年には9.6トンでした。令和2年から縦越制度が始まりましたので、本県と国それぞれの持ち分の縦越を足し合わせて10.6トンで前年度よりは1トンの増加でした。次年度の令和3年につきましては14.1トンとなり、前年比では4トン近くの増加でした。令和4年は若干減って13.1トンでした。本年度につきましては13.6トンとなっております。ベースとしては9.6トンございましたので、縦越の制度や各種のメリット措置を付加して徐々に増加してきた経緯がございます。

議長 数量自体は国際会議で決まった国際条約なのですから、あとは本県としてできることは、与えられた枠を効率よく消化して、割り当ての点で色々と上手く活用していくしかないということなのですよね。

大川主査 そうですね、メリット措置を最大限に活用しつつ、余剰が出た場合は他県と交換し融通し合うということが効率的になるのかなと思います。

議長 国際会議の場で日本の割り当てを爆発的に増やすということはそう簡単では無いみたいなので、比較的小回りの利く山形県としては、そのへんをきめ細やかにやっていくことが効率の良い増やし方なのではないかと思われますが、よろしいでしょうか。

鈴木委員 今の問題で現在の水産庁の見解は分かりませんが、大型魚小型魚に関しては県で融通し合う方法は以前ならば選択肢の中にあったと思うのですが。例えば、山形県への大型小型の合計配分が34トンありますが、このうちをどういうふうに使うか、もし県が主導して動くのであれば、それはある程度の融通性は利くということを水産庁から以前聞いたことがあったのですが。それは一つの方便ですが、現時点でいえば、それは無理であるということです。代表者会議はやりながら、配分・管理はあくまでも浜任せという中で、行政も組合も何も管理ができないという中では、そのようなことは絵空事ということで。増枠に関してですが、先程の大川さんの話とかぶりますが、国際会議で増枠が決まった際に各浜へも配分がありましたら、沿岸漁業者から小型枠の増加要望があったものですから、大型魚を巻き網漁業者へ、小型魚を沿岸漁業者へと大別して、その分、沿岸漁業者に大型枠がそんなに増えなかつたと聞いたことがあったのですが。他にも過去の実績だけを基準にしては駄目だと言い続けた結果として、過去の実績で配分することに関しては一度トーンが下がったのですが、その一つのフォローの要因としては、譲渡メリットや消化率メリットなどを付け加えて水産庁はこれを一つの逃げ口実にした事例があるのですが、また実績で配分をし始めた流れがあるので、地方がもう少し声を出すべきだと思います。どうしたいのか、どうするのかを水産庁の指示待ちではなくて。あくまでも参考意見です。

議長 はい、ありがとうございます。他に何かございますか。私は個人的には、国際会議での内容をもっと可視化してほしいという気持ちはありますが、なかなか難しいようなので。先ほど県側からの説明にもありました、効率の良い枠の消化をして翌年度の増枠に繋げていくことが今のところ地道で一番有効な方法なのかなと思います。上部の会議があるのでそう簡単な問題ではないと思いますが、引き続き皆で考えていくべき問題であると思います。この部分についてなかなか結論は出ませんが、報告事項ですので以上で終わらせていただきたいと思います。

議長 では、次の報告事項に移ります。

(4) 漁業権の免許をすべき者の判断基準について

議長 報告事項4「漁業権の免許をすべき者の判断基準について」これについて、県農林水産部水産振興課より説明をお願いします。

伊澤主査 はい、では漁業権の免許をすべき者の判断基準についてお手元の資料を御覧ください。本県の海面における共同漁業権及び定置漁業権の免許につきましては、それぞれ

令和5年8月31日及び令和5年12月31日をもって存続期間が満了となるため、現在は次期免許へ切替手続きを進めております。この免許切替にあたりまして、行政手続法第五条第一項の規定によって、行政庁、この場合は漁業権の免許をする者を決定するという意味ですなわち県知事となります。知事は免許をする者を決定するにあたっての判断基準を定めることがこの行政手続法の規定によって必要となつてまいります。この免許すべき者の判断基準の作成にあたって、水産庁長官から各都道府県知事に対して、地方自治法第二百四十五条の四第一項に基づく技術的助言がなされており、本県におきましてはこの水産庁からの助言に沿つた形で知事が免許すべき者の判断基準を作成することとなつております。この度、判断基準案ができましたので海区漁業調整委員会へ御報告させていただくものになります。なお7月に開催する内水面漁場管理委員会に対しても、海区と同様の報告を行い、その後所定の手続きを経て、正式な判断基準として決定する予定としております。

続きまして判断基準の内容について御説明いたします。1点目でございますが、資料上から本文二行目です、漁業法第七十三条第二項第二号に掲げる場合にはこの判断基準を使うものとしておりますが、この漁業法第七十三条第二項第二号に掲げる場合といいますのは、同一の漁業権に対して免許の申請が複数ある場合で、かつ既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない、と認められる場合に限つてこの判断基準を使って免許すべき者を決定するということになります。

2点目は共同漁業権における免許の判断基準です。共同漁業権につきましては、漁業法第七十二条第二項第二号の規定によりまして、免許すべき者が実質的には山形県漁業協同組合に限られることとなりますので、本県としての判断基準は作成しないというふうに整理をしております。

3点目は定置漁業権における本県の判断基準になります。定置漁業権につきましては漁業法第七十三条第二項第二号の規定によりまして「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に知事は免許するべきものと定められております。このことから、

「地域の水産業の発展に最も寄与する」とは何かを具現化して判断基準にする必要がございます。これにつきまして、本県としては、水産庁からの助言に従いまして、漁業生産増大、漁業所得の向上及び就業機会の確保といった視点を基本として審査をして免許すべきものを決定する、という審査基準を今回の案としてまとめているところでございます。御報告につきましては以上です。

議長 はい、では只今の説明につきまして、皆様方からの御質問等はありますか。山形県は今、区画漁業権はいくつあるのでしょうか。

事務局 海面にはないのですが、内水面の方であります。

議長 海面には無いのですね。

事務局 はい。

議長 現状では、その辺りについては問題にはならないということですね。本県は自然条件が厳しい土地柄ですが、将来的には区画漁業権の設定が行われる可能性はあるのでしょうか。

事務局 海面の一部を使用しての養殖ということであれば。

議長 あまり実例は聞かないのですが、現実問題としては、日本海においては厳しいのでしょうか、秋田県や新潟県ではあるのですか。

加賀山課長 今現在はございませんが、秋田県や青森県の方では、実証試験などをしているものがあり、漁港内の静穏域を使って区画漁業権を設定してサーモンなどの養殖を、といった取り組みがされております。

議長 そうでしたか。

加賀山課長 これから山形県におきましても、漁港の有効利用、空いたスペースを使ってしなければならないのではないか、ということは、漁協さんの方からも話があつたりしていますので、今後可能性があるかもしれません。

議長 酒田港というよりは漁港で漁船数が減っている所ですよね。

加賀山課長 もちろん、鼠ヶ関や酒田港ということもひとつ考える必要が出てくるかも知れません。

飯塚委員 漁業権を放棄した所にも漁業権を設定できる、ということなのでしょうか。

加賀山課長 区画漁業権は共同漁業権の有無に関わらず設定することとなります。ただ放棄した所に関しては、その時の経過を踏まえて相手方と相談する必要が出てきます。

議長 酒田港は中々難しい感じはしますけれども。

加賀山課長 どうでしょうか。

飯塚委員 港湾内は漁業権を放棄しているでしょう。そこで養殖をやるという場合には漁業権を持たなければできないが、その施設管理者は県か。

加賀山課長 そうです、相手は県になります。

飯塚委員 そこで許可が出ればやっても良いということですか、権利としてあるか無いかは別だけど。

加賀山課長 そこに関しては、今までやったことがないので、そういう話になれば研究していかないといけません。

議長 何か他にご質問等はございますか。

一同 (特になし)

議長 では、この報告についてはこれで報告事項として了解するということにいたします。

(5) その他

議長 その他、委員の皆様から何か報告事項はございませんか。

一同 ありません。

事務局 その他の御報告で県より 1 件ございます。

議長 では、お願いします。

齋藤機関長 庄内総合支庁水産振興課の齋藤です。報告事項その他の資料を御覧ください。

「最上川における海面と内水面の境界線にかかる河口基点目印の確認」の御報告をさせていただきます。前回第 420 回委員会の際に池田委員より「酒田の人達と一緒に現場の導流堤に見に行ったら、印がどこにあるのか分からぬ、草が生えていたり見通しが利かないのでポール等の高いものを付けてもらいたい。」とのご発言がありました。実際に現場に行って御確認いただき、ありがとうございます。

これに対して加賀山水産振興課長より「改めて現場を確認した上でできる方法が無いか考えたい」と御回答しました。そこで、現場にいって確認をしてきました。

1 つ目は両岸の見通しの確認です。池田委員が見に行った、右岸側から左岸側に向けて、見通を確認した結果、資料の写真 A ですが、目印の黄色に塗装した波消しブロックを両岸共に確認することができました。

2 つ目は現場水域での確認です。第三月峯を使用して現場水域まで行って、水域中央から両岸を確認したところ、目印の黄色に塗装した波消しブロックを確認できました。資料の写真 B と C のとおりです。結果、黄色に塗装した波消しブロックがはつきりと確認できたことから、要望されたポール等の設置は行わないこととし、引き続き周知に努めていくこととします。また、関係者から情報収集を行い今後の対応の参考いたします。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。前回の委員会で出たことですね。池田委員いかがでしょうか、見通し良好ということでよろしいでしょうか。

池田会長代理 はい。

議長 ありがとうございます。他に報告事項をお持ちの方はいらっしゃいますか。

一同 (特になし)

議長 いらっしゃらないようですので、報告事項は以上をもって終了したいと思います。

議事

第 1 号議案 めばる刺し網漁業の有効期間について（諮問）

議長 では、次第に從いまして、議事の方に進めさせていただきたいと思います。まずは第一号議案「めばる刺し網漁業の有効期間について」これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いいたします。

加賀山課長 はい、資料 1 を御覧ください。（諮問文を読み上げる）

詳しくは担当より御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

伊藤主査 庄内総合支庁水産振興課の伊藤と申します。めばる刺し網漁業の許可有効期間について御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

1の内容ですが、今回の諮問内容は次期めばる刺し網漁業許可の有効期間を令和5年8月1日から令和6年7月31日までの一年間とすることについて諮問を行うものです。知事許可漁業の有効期間は、山形県漁業調整規則第十六条の規定に基づき、あわび・なまこ漁業以外は3年となっております。有効期間については山形県漁業調整規則第十六条第二項の規定により海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、規則に規定されている期間よりも短い期間を定めることが可能となっております。めばる刺し網漁業については、現在、許可の有効期間を1年としておりますが、引き続き令和5年8月漁業時期からの許可の有効期間についても、規則に規定されている3年から1年とするために諮問を行うものです。

次に2の理由について御説明いたします。めばる刺し網漁業については令和3年4月に飛島の漁業者から8月及び9月の2か月間に操業したいという要望がございました。この要望を受けまして、その際確認を行いました時に調整が必要な他種漁業が無かつたことから、令和4年8月の許可から漁業時期を8月1日から9月30日までの2ヶ月に拡大しているところです。漁業時期を拡大した一方で資源動向を注視する必要があることから、許可の有効期間については令和4年6月の海区での諮問にて1年に短縮させていただいているところです。次の令和5年8月の許可につきましても、2ヶ月間の漁業時期とすると共に、引き続き資源動向を注視するため許可の期間を3年から1年に短縮させていただきたいと存じます。また、参考に資料に表を載せておりますが、漁業時期の欄を御覧ください。令和5年2月の海区委員会でも御報告させていただいておりますが、令和5年8月から許可予定の漁業時期については、昨年9月に漁業者から要望があったとおり昨年8月1日から9月30日までとしていた漁業時期を8月16日から10月15日までの2ヶ月間とする予定です。なお次回の許可については、新規許可希望は無かったため、公示は行わないこととなります。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。前回、前々回と議論したところですが、今の県からの説明につきまして、皆様からの御意見、御質問等ありましたらお願いします。

この経緯につきましては、前の海区委員会会議で十分な説明がされていると思いますが、特に御質問、御意見は無いということでよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、委員会としては、この内容に御異議無いということでよろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 では、そのように県の方に答申したいと思います。

第2号議案 手操第一種漁業（機船手操網漁業）の公示について（諮問）

議長 次は第2号議案「手操第一種漁業（機船手操網漁業）の公示について」これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、同じく諮問案件になりますので資料2を御覧ください。

(諮問文を読み上げる)詳しくは担当より御説明いたしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

伊藤主査 手操第一種漁業（機船手操網漁業）の公示について、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。こちらの諮問内容は山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業の協定事項に基づき、新潟県の手縄第一種漁業の漁業者に山形県が許可を行うため、山形県漁業調整規則の規定に基づき、その制限措置の内容、許可等に関する申請期間並びに許可の有効期間について諮問を行うものとなっており、毎年行っているものとなっております。

お手元の資料1の（1）の表を御覧下さい。こちらの制限措置の内容については、下線部の年度以外は昨年と同様で変更はございません。なお、制限措置の表の右から2つ目の欄「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」については、こちらは昭和51年に締結された山形県と新潟県との漁業調整に関する協定、いわゆる知事協定と山形、新潟両海区小型底びき網漁業入会操業についての協定事項に定める隻数となっております。ちなみに、許可につきましては、毎年この時期に山形、新潟両海区において協定を結んだ後、それぞれの県において手続を行っております。また、（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年7月1日から令和5年7月31日までとしております。

（3）備考アの許可有効期間は令和5年9月1日から令和6年8月31日までとしております。（3）備考イの許可条件については、山形県内においての手縄第一種漁業の許可の条件と同条件を記載しております。これらにつきましては、事前に新潟県水産課と調整した内容となっております、御説明は以上となります、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。本県と新潟県との入会ということで、毎年行われていることで特に内容の変化はございませんね。これにつきまして、皆様の方から御意見や御質問がございましたらお願いいたします。特にございませんか。

一同 ありません。

議長 では、この内容で異議が無いということで委員会の意見としてよろしいでしょうか。

一同 （異議なし）

議長 では、その旨を委員会から答申したいと思います。

第3号議案 令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

議長 次は第3号議案「令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について」これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料3を御覧ください。（諮問文を読み上げる）

詳しくは担当より御説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

大川主査 はい、資料2説明文を御覧ください、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における数量を定める案をお示ししております。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので御覧ください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度、こちら令和5年7月1日から令和6年6月末日迄の期間をいいますが、この令和5管理年度における数量、漁業法第十六条第一項に定める数量は次のとおりとする、といったしまして、まず1として、都道府県別漁獲可能量について、農林水産大臣から本県に定められた数量でございますが、量が少ないということで現行水準とするというもので来ております。

2といったしましては、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県さば類漁業で昨年度と同様に現行水準と定める案とさせていただいております。

続きまして、ずわいがにについて定める案となっておりますので御覧ください。知事名の後になりますが、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度における漁業法第十六条第一項に定める数量は次のとおりでございます。

1として都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量でございますが、令和5管理年度といったしましては77トンでございます。これは昨年より21トンの増加となっております。

2といったしまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県ずわいがに漁業に対して77トンを配分して定める案としております。案につきましては以上でございます。

もう1枚、参考という資料をお付けしておりますので御覧下さい。こちらは国の水産政策審議会資源管理分科会の資料を一部抜粋しておりますが、ずわいがに日本海系群B海域漁獲可能量の設定及び配分について、ということで1枚目の資料の下の方に参考2として当該海域のTACの推移がございます。令和5管理年度については640トンで、令和4管理年度の500トンよりも140トン多い数量となっております。この640トンのうち、過去3年、平成29年から令和3年までの3年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県別の配分が出されております。参考の3ページ目になりますが、令和5管理年度ずわいがに日本海系群B海域漁獲可能量の設定及び配分についての案を御覧下さい。漁獲可能量配分について、全体640トンの内訳が記載されております。漁獲実績に基づいた配分となりまして本県では77トンとなっております。なお留保の方は4管理年度で35トンありましたが、昨年本県では、ずわいがにの漁獲が積みあがりましたが、不足が生じる恐れが出ても10月、11月にはまだ留保を放出できないとの水産庁の見解であったために、欲しい時期に留保からの放出をお願いできず苦慮していたことを水産庁にお話したところ、今回から留保分を減らして最初から分配してもらうということになりました。このため今回本県の漁獲可能量が増えた要因は2つございます。一つは資源評価によって海域全体のTACが増えたこと、もう一つは留保を減らして分配に回したこと、今回の本県の漁獲可能量増加に繋がっております。御説明は以上ございます、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。以上、ずわいがにの方は詳細な説明いただきましたけれども、これにつきまして皆様方から御意見等がございましたらお願ひいたします。

佐藤栄一委員 77トンの割り当てがあれば多分大丈夫だと思うのですが、日本海系群B海域における3県の割合というのは同じなのでしょうか。

大川主査 3年毎に変わっておりまして、現在の配分比率は平成29年から令和3年までの

3年間ですので昨年もこの年度でございました。3年毎に変わってまいります。

佐藤栄一委員 去年はギリギリで大変な思いをしたので、水揚げ的には上がらない訳ですよ。回数を減らしたり、隻数を減らしたり。そういう點も考慮していただきたいと思います。

飯塚委員 この留保分の1トンは77トンの配分量に含まれているのですか。

大川主査 これにつきましては、77トンを配分して、その他に残りが1トンしかないということでございます。

飯塚委員 1トンは余裕があるということですか、これは山形県だけで余裕があるということですか、それとも3県でこの数量なのでしょうか。

大川主査 留保分でございますので、大臣管理と知事管理分を含めまして、残余が1トンだということでございます。

飯塚委員 勝ち負けでは無いですが、先取した方が勝ちだということですか、この数字は消化できるという解釈で良いのですか。

大川主査 基本的には1トンしかございませんので、77トンを上限として獲るということになると思いますが。

飯塚委員 では、この1トンはどこで消化するのでしょうか。

議長 早い者勝ちか、ということですよね。

飯塚委員 そういうことです。また来年に廻すために取っておくのかということですよ。そういう訳では無いのですよね。

大川主査 年は越さないです。

飯塚委員 年を越さないのですよね、であるならば、配分された3県のうち、どこかでこの1トンを使う訳ですよね。だから先取で良いのかと聞いているのです。

池田会長代理 結局、足りない所へいく。

飯塚委員 足りなくなるということは先取なのでしょう。

池田会長代理 1トンしかないので、77トンで終わるという解釈をしないといけません。

飯塚委員 そういう問題では無くて、実際問題として余裕分が1トンあるのでしょう。山形県で77トンを消化したとしても、残り1トン分は他県で使用できる訳ですよね。

池田会長代理 新潟、秋田両県が申請しなければ本県で使用できる。

飯塚委員 先に申請した所が使えるのということなのか、だから先取なのかということを質問しているのです。

池田会長代理 昨年まで30数トンあった余剰分を最初から配分してしまい、残りは無いという意味合いだと思います。1トンというのは残余をゼロにする訳にはいかないので、確保しているだけでしょうね。今年は全て先に配分してしまっているが、最悪の場合を想定して1トンとなっているという意味だ。

飯塚委員 最悪とはどこが最悪なのですか、その話はわからない、そのようなことは無いと思う。

大川主査 先程少しお話をしましたが、昨シーズンは積み上がりが早く、10月頃に足りなくなりそうだとわかつてまず水産庁へ相談しましたが、その時期ですと、まだ早かったため、他県も必要になることがあるかもしれないということで、10月では判断できない、また11月も同様に判断できないので、もし判断するのであれば12月以降になるという話をされました。その後、12月に国の審議会があったとして、事務手続きを経て、実際に本県に配分される頃には既に漁が終わってしまうような時期に差し掛かってしまうので、12月に配分されても遅いのです。遅いので、ただ死に枠のようになってしまふよりは分けてくださいという話になったのです。なので、10月、11月に早々と枠を使っても、残り1トンを追加配分してもらうには、たぶん12月以降となってしまいます。

飯塚委員 その1トンは、国からの許可が出ないと使えないのですか、それとも3県内で配分量ギリギリまでできてしまったからいいですかと、使えるのですか。

大川主査 関係県の合意のみでは使用できず、水産庁の審議会を経ないとダメです。

飯塚委員 わかりました。無いのと同じだということですね。

議長 早々に獲ったからといって、自動的に配分されるという訳ではないですね。

飯塚委員 現実問題としての話をしているのです。せっかく、ブランド化している北前ガニで収入を上げようと皆が頑張っているわけだ。TACの数量があるから皆が我慢して、3回曳くところを2回にしたりする中で、余裕があるのだったら早くに使えるのか、と疑問を感じたので今話をしたのです。

大川主査 はい、ありがとうございます。あまりいいお話ができなくてすみません。

議長 従来の余剰枠が、事前に配分されただけでも良かったのではないですか。

飯塚委員 余分にきたからね。

池田会長代理 去年の状況を踏まえて、30数トンの留保枠を早々と配分してしまって、まずは思つきりやりなさい、ということでしょうね。はつきり言って秋田県辺りと本県では獲る時期がずれているのですよね。あちらでは4、5月頃になると獲り始めるので

す。そういう事情もありますから、私たちが枠を使い果たしたので余剰分を下さいといわれても、片方はまだ獲っている最中ですので同意は難しいでしょうね。時差が出て来るから、今回みたいに全部分けてもらった方が商売はやり易いと思います。

議長 半分死んでいた留保枠が活用されているのですからね。

飯塚委員 実際、勿体ない話ですよ、まだ残っているのですからね。今年は配分が余計に来たからよかったですでは済まないでしょう、まだ残っているのだから。私はそういうことを言いたいだけですよ。例えは悪いですが、日の前にぶら下がっているお菓子を誰が持っていくか分からないと眺めているなんて、そんな馬鹿げた話をしている世の中ではないでしょう。だから、どうするのですかと質問をしました。分かりました、国のお達しが来るまで待つということですね。この枠については初めからないものとして漁業者には言っておいた方がいい。まだあるのかと思って、超えたら、はい、ペナルティとされても困るわけだ。

池田会長代理 だいたい去年の実績はどのくらいですか。

飯塚委員 こういう場合は、組合でも超えるようなことはやっていないですからね。70パーセントくらいから制限をかけていますのでオーバーしていないのでしょうか。

池田会長代理 実際には、これだけの数量なんか獲れないよ。

飯塚委員 いや、分からぬですよ。去年なんかは量がすごく多くて隣の県の山北は本県の海区からいくらも離れない場所で朝から晩までやっているわけですよ。山形の方は枠の数量が少ないから、3回曳ける所を2回に抑えて、それでやっと少ない数量の中でイライラしながらも止めている訳だ。そういうことも考えると、例え1トンであろうとも獲れるものを獲らず来年にまわしますなんてありえないだろうという思いで発言しました。

大川主査 はい、昨年度の実績ですが、42トンとなっており、結果的には枠に収まっているのですが、それは皆さんに抑えるように努力していただいたことと、後半は時化が多くなったことも重なった実績になっています。

飯塚委員 値段が良くなつてから獲ろうということで早い時期に抑えたからこれで収まつた。やっぱり値段の良い時期に獲れないのでは駄目だからね。漁業者もそれだけ努力をしているわけよ。だから、それに応えるためにも、今年は配分トン数は増えましたが、もっと声を大にして海区としても言っていかないと駄目ですよ。実態はこうだ、丸々一日操業して与えられた枠内で収めているが、試験操業だと南の方は結構良い成績を出しますから資源が無い訳ではないと漁業者は実際に感じている。皆がそういった現状に不満を感じているので、最終的には県や海区の立場としても、もっと中央に声を大にして聞いてもらいたいです。

大川主査 はい、もちろん色々な場面で国に対して実情をお伝えしていることもございまして、底曳の役員の方も水産庁新潟漁業調整事務所と話し合いをする機会もあり、その中でも実情を訴えていただいています。

佐藤一道委員 参考までにお聞きしたいのですが、新潟、秋田両県の消化率はどうだったのでしょうか。オーバーしそうだったのでしょうか。

大川主査 両県のことについては聞いていませんでしたが、特に相談もなかつたので、おそらくは余裕をもって漁を終えたのだとは思います。

佐藤一道委員 そちらは研究所の方では把握していないのでしょうか。

高澤副所長 今、手元にはございませんがデータ自体はございます。結構余裕を持っていましたそうです。

佐藤一道委員 3年毎に再評価の上で配分となりますと、先程、飯塚委員の発言にもあった交渉できるのかということもあると思いますが、両県とも余裕があり資源量に影響なく、山形県でまだ獲れるということであれば、ぜひ次の管理年度は山形県にもという話は話を出して検討していただきたいと思います。

議長 資料に目標管理基準値とありますが、資源量に対する漁獲圧が30パーセントと考えた場合の数値となっておりますが、これは各海域共通の数字なのでしょうか、この数字は時期によって調整をしているものなのでしょうか、なぜこれが30パーセントという数字が出てくるのか、科学的根拠が良く分からぬのですが、国が何を根拠にこの数字を決めているのか、これもし分かる方がいれば教えていただきたいのですが。

大川主査 申し訳ございません。すぐには出てこないので、また確認いたします。

議長 あたかも規定数値の如く定められていますが、これはどういう根拠でこの数字が出てくるのか、良く分からぬです。この数字を誰が決めたのか、どうやって出したのかもわからないし、だからTACを示す数量がなんとなくわかったような、わからないような感じがするのですよね。まあこういったものをもとにTAC数量が出ているということは分かるのですが、漁業者の皆様が実際に肌で感じている資源量と一いたしているのかわかりにくくですよね。もし分かったら次回の教えていただきたいとありがたいです。では、この議案に対して修正意見は無いということでよろしいでしょうか。特にこの内容について異議は無いということでおよろしいですね。

一同 異議なし。

議長 はい、では諮問案件ですので、特に異議が無いということで答申したいと思います。

第4号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項につ

いて

議長 次は第4号議案「令和5年度全国海区調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項について」これにつきまして事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい、資料4を御覧下さい。資料の方には、令和4年度当海区の要望事項4つについてあげております。

1つ目の要望につきましては、山形海区単独の継続要望となりますが日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について、でございます。この船舶監視システムVMSの要望につきましては、平成25年から継続して行っておりまして、当初はVMSの設置を連絡船や運搬船にまで義務づける、ということで要望を始まりまして、形を変えながら去年もこの形で要望しているというものでございます。

2つ目の要望ですが、同じく山形海区単独の継続要望でプレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について、でございます。プレジャーボートの利用者に対しての賠償責任保険の強制加入法制化、対人のみならず物損被害に対する補償の充実を求めて、法制化までは任意保険への加入促進を求めるものです。こちらの内容につきましては、平成25年からプレジャーの関係で要望をあげており、一部内容を修正しながら要望を継続しているものでございます。続きまして、日本海ブロックでの関係する要望を関係県と一緒に取り纏めて掲載しております。

3つ目の要望といたしましては、くろまぐろの資源管理についての要望事項ということで、新潟、佐渡、富山、石川、福井との合同での提案として歩調を合わせた形での要望となっております。こちらについては、当海区は平成26年から要望しているもので、少しずつ形を変えながら継続して要望しているものでございます。内容といたしましては漁獲枠の配分に関する沿岸漁業への配慮や定置の漁獲特性への配慮、融通による枠の有効利用の促進、定置の混獲回避や再放流の手法確立、資源管理強化に伴う経営支援策の継続、くろまぐろの産卵量確保の為の巻き網対策強化、遊漁者や遊漁船業者に対する国の指導等が盛り込まれた内容となっております。

4つ目の要望でございますが、ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について、でございます。こちらにつきましても、新潟、佐渡、富山、石川、福井と一緒に継続要望をしているもので、山形海区としては平成29年から要望しているものでございます。ミニボートは手軽に始められる為に利用者が増加していますが、海の基本的なルールやミニボートの特性を認識しないまま遊漁を行う人がいる為、漁業に支障が生じておりますし、保険に加入しているミニボートも多くはないので、損害を生じさせた場合に補償が十分ではないという実情があります。その為に記載のとおりミニボートの航行範囲の制限や夜間航行の禁止、ミニボートの保険加入促進、ミニボート購入者に対する安全講習会受講の義務付けや、ミニボート所有者の組織化等の対策を検討するよう国土交通省への働きかけを行うことについて要望をしています。

以上4つについては昨年度も要望いたしましたが、今年度も継続して要望を続けていくか、内容的にもどのようにするべきであるのか、他にも新たに挙げるべき要望がございましたら、皆様に御意見をお出しいただき御協議いただきたいと考えております。以上、どうぞよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。従来から本県単独で挙げていたものが二つ、他県と共に

同で挙げていたものが二つあるということで、これを維持していくのかということと新たに要望事項があるのかということです。これにつきまして皆様から御意見御要望がございましたらお願いいいたします。

私の個人的な意見を述べさせていただきますと、巻き網に対するVMSの網船以外の設置ということについては中々実現は難しいし、実際、今これで弊害が生じるのだろうかという問題があると思います。以前は山形県でも照明がついている船について、VMSがついていないために、それが禁止区域まで来ているのではないか、魚群を沖に誘導しているのではないかという話が色々出た時期もあったのですが、最近の大瀬、飛島での巻き網漁業者との話し合いの中でも、近年は特にそういった問題もなく、少なくとも山形県沖においては一定の秩序が保たれているのかな、状況がよくなっているのかなという印象はありますので、私個人的にはVMS全船設置については、どこまで維持する必要があるのかは、そろそろ必要性が乏しくなってきているのではないか、という気もしております、これはなしになってもいいのかなと個人的には思っています。

それから、プレジャーボートの保険については、これは絶対的に必要だと私は思うのですが、依然としてなかなか動かないですね。でも私はこの必要性は間違いなく、言っていることは正しいと思っておりますので、実現性が困難であろうとも撤回するべきではないと思っています。特に4番目のミニボート等の絡みで、プレジャーボートにも保険が義務化されていないのに、ましてミニボートに対しても保険を義務化するなどということは夢のような話ですので、プレジャーボートの方からしっかりと保険を義務化して、引き続き訴えていかなければならぬのではないかと思っております。ミニボートについても依然として必要性が高いですから、2.3.4番目は残して、VMSに対する要望についてはそろそろいいかなと個人的には思っております。

まずは皆様の御意見もしっかりと伺いたいと思います。新たな要望事項についてもございましたら提出していただきたいと思っております。ぜひ、皆様方からの忌憚のない御意見をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

最近は海の事故をよく耳にしますが、漁船、レジャー船問わずニュースで目にする機会が多くなりました。偶々なのか実際に増えているのは良く分かりませんが、先日も船舶ではございませんが、ドリフトダイビングでダイバーが流されたという事故がありましたが、そのような海難事故が頻繁に耳に入る時代になりましたので、あらためて保険は大事だと改めて思うのですがいかがでしょうか。

佐藤一道委員 VMS全船設置については、私も昨年度取り下げずに継続して山形海区の強い意思を示していきたいという話はしておりました。最近、この全船設置への動きは水産庁としては無反応なのでしょうか、それとも実現に向けての努力をしているというような前向きの発言があるのでしょうか。

議長 事務局の方で分かりますでしょうか。

事務局 前向きな努力は見られなかったと思います。

佐藤一道委員 すいません、VMSとAISの違いを教えていただきたいのですが。

議長 AISはどちらかといえば衝突等事故防止の為に出す信号で、お互いの船が感知しあうのですが、VMSは一般の船では受信できません。だから、どこにいるかは分かりませんので衝突防止とは全く関係ないです。禁漁区域に入っているのかどうかの判別に

使うシステム。だから、そういう意味では一般の船が察知することはできないデータということですね。それについてもデータを公開するべきではないか、という意見もありますが実現はされておりません。

佐藤一道委員 VMSとAISは、そもそも目的も運用方法も違うわけですが、全国の要望の中でもAISの設置を促進するということも書いてあったわけなので、それに代わる監視や安全という意味ではVMSも設置されていない状況でAISの設置を促進するというのは、何かバランスが取れていないような感じも受けるのですが、このまま継続要望をしていって、もう一步踏み込んで一文加筆したものを付け足すなりして、水産庁から前向きな発言を引き出すような工夫があればいいのではないかと思います。

議長 VMSの情報は公開されていないでしょう、要するに水産庁だけが把握している訳ですよ。VMSの数が増えれば、間違いなく水産庁の業務は増えていきますね。それに、我々に対してもデータが一切還元されないという状況もあるので、多分、水産庁はVMSを全船につけるなどということは自分で自分の首を絞めることになるから言わないのかなという気もしますが。

だから、VMSの情報を民間に公開するべきである、という声もあるのです。それについては水産庁は頑なに拒否でした、理由としては公開することによる弊害があるというのでした。例えば民間でそのデータが入るようにすれば、漁船が操業している場所にレジャー船が殺到してくるとか、多分そういったことを考えているのでしょうか。そこでレジャー船や漁船との間でトラブルが起きたりするなど、そういったことを危惧しているのかもしれないで、水産庁はデータを公開する気は無いということなのだと思います。

佐藤一道委員 昨年と変わらないのですが、反応が無いので取り下げるというのも残念です。

議長 反応が無いからではなくて、トラブルが減ってきたのであれば必要性は低くなってきたのではないかと思います。沿岸漁業と巻き網漁業双方の努力によって調和がとれてきたのであれば、このVMSの必要性は低下しているのではないかという印象です。ただし、それはあくまでも本県海域における、という前提があるのであって、他県の状況はそこまでは知りませんので、以前は船団に近づく等、危険な行動をするレジャー船の話もありましたが、それも最近ではあまりなく、要領を覚えてきたというか漁船との付き合い方が上手になってきたのではないでしょうか。そういう意味では色々なトラブルはだいぶ減っては来ているとは思います。

佐藤一道委員 それも理解はできます。

議長 もちろん必要性が無いとは言いませんので、要望を継続しても良いとは思いますが、あまり国が反応しないのであれば、そろそろ取り下げるのも良いのではないかと思います。問題意識を喚起するという目的は達成したかなと思いますので、私の個人的意見を述べさせていただきました。むしろ山形県としてそれ以上の必要性がある要望で出せるのがあれば、従来どおりで御異存なければ、それでいきたいとは思いますが皆様いかがでしょうか、御意見はございませんでしょうか。

鈴木委員 いいと思います。

議長 では、皆さん従来どおり4件の維持ということでよろしいでしょうか。

一同 はい、異議ありません。

議長 では、この件につきましては、従来どおりの要望を継続とさせていただきたいと思います。

第5号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

議長 次は第5号議案「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について」これにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい、資料5を御覧ください。前回の委員会において3海区連絡協議会での提出議題について協議いただいた際に2つの議題が出てまいりました。

1つ目は3海区の各県で漁獲される魚種について、以前よりだいぶ変わってきたこととすることで漁獲される魚種の変化に関する意見交換をしたい。

2つ目はハタハタの漁獲量がこのところ激減しているため、ハタハタ問題への各県の取り組みを取り上げてはどうか、というお話をございました。この2点について、今回資料5に案をお示ししましたので、御説明させていただきます。(資料5を読み上げ)

ただ今お示ししましたのは案でございますので、内容につきまして御意見がございましたら皆様にお伺いしまして、修正を加えて完成させたいと考えております。今回は対面でお話いただくことのできる大変有用な機会でもあると思いますので、よろしくお願ひします。

また、今回、山形海区が当番となっておりますので、開催の日程案について、本日お渡ししました新潟、山形、秋田3海区連絡協議会の開催日程について、という資料の方を御覧ください。表、上方には過去の開催日程と場所の記載をしております。平成10年代については山形での開催状況、平成20年以降は毎年の各県持ち回りの開催状況を記載しております。曜日については様々な曜日で開催されており、特にこの曜日でないといけない、ということは無いようでした。事前に秋田、新潟の両海区事務局にも都合の悪い日をお伺いしております、その内容も考慮させていただき記載のとおりに候補日を挙げております。第1候補は8月18日、第2候補8月24日、第3候補8月8日として候補を挙げさせていただきましたので、これについても、もしできましたら今日決定とさせていただきたいと思いますので、御意見がございましたらお願いします。なお、会場につきましては酒田駅前のル・ポットフーを想定しております。以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、まず3海区に提案する照会事項2点についてなのですが、前回委員会にておおよその概要についてはお話を聞いておりますが、今日は山形県からの回答ということで具体的な照会事項、理由の案をお出ししておりますが、これにつきまして皆さん、御意見等はございますか。

飯塚委員 スルメイカの所で、「近年では、まとまった漁獲となることが多く」とあるが、底びきは今年辺り丸つきり駄目だったのですけどね。イカ釣りもあまりバツとしなかつ

たのだけれども、その辺りはどうなのでしょうか。去年は確かに獲れたので良かったのですけれどもね。

議長 どちらかと言えば、そういった時期もあったということですよね。良かった時期もあったということですね

飯塚委員 最近まではそういった時期もあったということですね。

池田会長代理 このハタハタの漁獲量は釣りも全部含めての山形県の総数ですか、それとも底びきだけの数字でしょうか。

事務局 遊漁は入っておりません、漁業としての統計になっております。

池田会長代理 酒田港に来ないから 79 トンで終わったのかと思いました。

議長 スルメイカについては、近年までは良い時もあったという程度に訂正した方がいいですね。底びきに入るイカは釣るイカに比べて単価は落ちるのですよね。

池田会長代理 ええ、ただ今年の場合はイカが全然違うのですよね。小さいイカがいないのです。

議長 そうですね、いないのですよね。だからこそ 7 月 8 月に獲れるイカが無いのではないという話もありますが。

池田会長代理 この前は秋田で獲れたのです。3,000 箱くらい揚がった。ただ、それも 1 日か 2 日くらいだったです。昨今は魚の変わってきたという中で、研究所の意見もお聞きしたいが、かれい類の中でも、まがれいの皿付きになるサイズのものはほとんどないでしょう、みんな大きいですね。

佐藤栄一委員 私もあまり狙っていませんが、大きいものばかりです。

高澤副所長 一つには、毎年子供は生まれているのですが、生き残りがその年で違っています。現在は高齢魚しかいないというのは、少なくとも、ここ 3、4 年くらいはろくに生き残っていないという状況を反映しているものだと思います。最上丸で毎年 5 月から 8 月にかけて行っている桁曳網調査でも、いろんな底魚の稚魚を調べていますが、マガレイの稚魚は本当に少ないです。マガレイは 2 月、3 月くらいに産卵をしに岸側に来るのですが、それなりに産んでいるようですが、稚魚までにいっていないようです。なぜ稚魚に至らないのかは水温や餌の量などが考えられるのですが、原因が特定できていない状態です。この状況は山形県だけではなく、新潟県においても、マガレイは同じ状況であるということですので何が原因かは分かりませんが、環境要因でそうなっているのかなという見方です。

池田会長代理 今はたまたまマガレイの話をしたのですが、私は以前にもお話ししているのですが、ほとんどのカレイ類が異常に減少しているのですよね。もう一点ですが、今年の 4 月末から、エビ曳きをしている漁業者が、それまでは一日に 100 箱くらい揚がったも

のが、途中で1、2日休んで同じ漁場で再び漁をしたら、初日は半分の50箱くらいの水揚げになってしまい、以後は毎日40、30、と水揚げが悪くなってしまった。網につけてある水温計を見てみると、それは全て同じ温度なのですよね。ですから今までいた魚が急に何故突然いなくなってしまったのか理由が全く分からぬのです。その漁場近くには船が沈んでいる場所があり、そこでエビ曳きをしたら、いくらかは良かったということでした。その場所から1マイルくらい移動して再び漁をしたら、クロガレイばかりで、エビは全くいなかつたという話を漁業者から聞きました。水温は大体同じであるのに、何が原因でそんなに魚の移動がそんなに激しいのか。何年か前に、海洋熱波の影響で魚が大量に死んでしまったことがありました、あの時の状態に近い魚の獲れ方になっているのです。何が原因であるのかは分からぬのですが、エビだけではなく他の魚もその状況にあるのかと思っているのですが、その辺りを研究所として最上丸でも調べられるものであるならば、ぜひ調査してもらいたいと思っています。

高澤副所長 検討させていただきますので、委員会以外の場においても色々と教えていただければと思います。

議長 この間、由良に漁師の親戚がいるお客様が巨大なクチボソ（マガレイ）を3匹持つてきたのですが、中間サイズが今いないのでですね。だから大きいのをいたいたのですね。その状況も非常にまずいですね、今後一気にいなくなる可能性もありますからね。

本海区からの提案事項2つと照会事項2つについてですが、皆様からは特に御意見や補足等はございますか。原案どおりでよろしいでしょうか。

例えば1番目の案ですが、魚が変わったという話で、現在はハタハタとスルメイカが出ていますが、これ以外にも近年激減しているということで、両県に示すような魚種がいるかどうか、例えば魚に限らずカキ、アワビ、サザエ等もありますがどうでしょう。

池田会長代理 メゴチなどもほとんどいなくなったのではないか。

議長 ネズミゴチですか。

池田会長代理 ワタリガニも今見えないよね。オギノジョ（ヒメジ）等他の魚も見かけることが無くなってしまった、だから魚が変わってきているのですよ。

伊原委員 沿岸部は、今、池田委員が言ったようにハチノジ（ヒラツメガニ）やワタリガニ（ガザミ）、イシガレイとか、以前は踏んづけるほどいたようなものが、ほとんどいなくなつた。メゴチもシャコも全くいなくなつた。

議長 昔は釣りをしていると間違ってワタリガニが引っかかったことがあったのですけど、今は全く無いですね。会議は対面で開催する予定ですので、その際にはそういった話題を出しても良いかもしれません。アワビは激減ということになるのでしょうか、この原因はよく分からぬのでしょうか、放流した稚貝が食べられたという話もありましたが、それだけでもないようですし。

皆様の方で、このハタハタ、スルメイカに加えて、できれば秋田、山形、新潟の3県にいた魚で、いなくなったという魚が分かりやすいですよね。今のマガレイの話は出し

ても良いかもしれませんよね。大型魚だけが残っていて中、小型魚が全くいなくなつた状況をね。かれい類に関しては新潟県でも、原因は全く分からぬが、非常に深刻な減少だと聞いていますから、話の流れで一言この件に触れるということいかがでしょうか、これは3県共通の悩みみたいですので。

一同 はい。

議長 次のハタハタに関してはいかがでしょうか。このままではいなくなつてしまうのではないかという一番危機的な魚種ですよね。取り組みはここに記載ありますが、例えば、新たな取り組みとして、こんなことが必要なのではないか、という意見を添えるなどもありうるのですが、どうでしょうか。

池田会長代理 秋田県は禁漁というかな。

議長 山形県でも来てくれないと産卵を増やそうにも増やせないですね、そこは当日対面で意見交換ができますので、ここではあくまでも議論の叩き台を出すくらいでよろしいのかもしれません。他には、話の流れで当日に提案していくことによろしいでしょうか。1番については回答に当日の会議の流れで加えていくということで、2番目についてはこのまま原案どおり県の回答とするということによろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 ではそのようにさせていただきたいと思います。次に日程案になりますが、候補日が3つありますが、この中で秋田、新潟県では、どの日程で行って欲しいと要望がありますか。我々も両県が都合の良い日に合わせたいと思いますが要望は来ていますか。

事務局 秋田は8月24日の週だとありがたいというお話をでした。

議長 我々も24日だと都合は付きやすいかと思いますし、秋田県からもそのように要望されているのであれば、開催県といたしましても8月24日開催で日程を組みたいのですが、ただ皆様もご都合がございますでしょうから、いかがでしょうか。8月24日を第一候補日で大丈夫でしょうか、よろしいですか。

一同 はい。

議長 8月24日を第一候補日として調整進めてください。

事務局 はい、ありがとうございます。

議長 では、3海区連絡協議会はなるべく多くの皆様にご参加いただきたいので日程調整をよろしくお願いしたいと思います。

その他

議長 それでは、全体のその他ということで、皆様から何かございましたらお願ひします。

鈴木委員 よろしいでしょうか。

議長 はい、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 前回の委員会で私が発言した件ですが、池田委員、明石礁の問題をこの委員会で何を言っても意味が無いと分かったので今後私は発言しませんが、一言だけ言わせてください。私が言っているのは、今やっている人達をどうこういうわけではないし、あの人の努力は凄いと思う。ただ、何度も言うが、新規に入った人達が色々チャレンジしてみたいけれども、畠が少ない、それゆえ昔はいろんなことができたが漁業調整という問題も出てきているのも現実。ある程度のすみ分けをして次代の人達が自由に商売できるエリアを残していくという考え方はどうかなという考えがありましたので、明石礁について私は発言したのです。私の考えが正しいとも思わないし、賛同してもらえないければ、それでいいけれども、もう、この委員会では発言しませんので安心してください。

もう一点ですが、議長、人工魚礁の問題ですが、漁業者が止めればプレジャーも止まる、という考え方で禁止エリアを作っても良いのではないか、という発言をされていたと思うのですが。

議長 禁止エリアを作り、そこは禁止にして、それ以外の場所はレジャーボートにも開放するという新潟県方式ではどうかと提案はしました。

鈴木委員 禁止エリアといいますか、ここは漁業者、ここはプレジャーというある程度のエリア分けですが、その中で漁業者を禁止にするならばプレジャーも禁止にして良いという発言があったと思いますが。

議長 いや、私が発言したのは新潟県方式だから、このエリアは四角く座標で区切り、ここは遊漁は駄目だということですから漁業は駄目とは言っていませんよ。基本的には人工魚礁は漁業者もプレジャー・ボートも入れるようにして、漁業者にとって大事な漁場となる人工魚礁はプレジャー・ボートを排除しましょう、という話をしたと思います。漁業者にとって有効な漁場と言ったので、そこに漁業者が入らなければおかしいではないですか。漁業者にとって有効な漁場である所はプレジャーを排除しましょう、それ以外の人工魚礁はプレジャーも入れるようにしましょう、そうしたらどうですかという提案を私はしました。

鈴木委員 そうであるならば、先程の私が発言した内容を踏まえて、今後は漁業者が使うエリアを設けるための話し合いを進めていく考えはないですか。

議長 人工魚礁ですか。

鈴木委員 はい。

議長 人工魚礁については、現在は委員会指示で全面的に禁止になっているではないですか。人工魚礁がどこにあるかは分からぬですが、プレジャーは人工魚礁に一切入ってはいけないこととなっていますから、それについては、逆に今の委員会指示をプレジャー・ボート側に開放する側に変えることになるので、それについては話し合いの余地もなくて、誰も異論を挟まないと思いますよ。

鈴木委員 人工魚礁が禁止といつても、誰も取締りをしていないし、月峯が来たって皆、スルーじゃないですか。

議長 確かに取り締まりはしていないけれども、委員会指示としては、以前から禁止していますからね。

鈴木委員 有名無実と化しているから、新規の人が使おうとしても使いにくい場合があるので、酒田なんかは特にこれでクレームなども来るものだから。

議長 そもそも人工魚礁の取締まりが難しいのは、エリアを特定していないですからね。ただ漠然と人工魚礁とだけ言って、釣り人もどれが天然か人工かは分からぬよ。だからこそ新潟県のように、この人工魚礁はプレジャーは駄目だと言って、ちゃんと座標を表示すれば、そうすれば取締りも無用じゃないですか。この四角に入るなどいう四角が増えますけどね。その方が月峯も取締りがしやすいではないですか。

鈴木委員 そういうようなエリア分けをするための動きはダメなのでしょうか。

議長 私は全く問題ないと思います。新潟県みたいなやり方を山形県でも進めるべきじゃないかと思っていますし、それは委員会指示でも十分であると思います。それについて、プレジャーボートの団体と事前協議までする必要があるかというと、従来の委員会指示の建付けからいけば、私はあまり無い気がするのですけれども。ただ、お互いに誤解が無いようにということであれば、事前に意見交換をした上で委員会指示を出すことも委員会指示を徹底するためには有効かもしれません。

鈴木委員 その為にも、実際前浜の漁業者がそのエリアを必要かどうか、ごく一部の人が必要といつても他の人がいらないというのならそのシステムを作る必要は無いですから。その辺の問題もありますが、漁場をのこすという意味ではそのような動きはどうかなと。

議長 私はここはメリハリをつけた方が良いと思います。それぞれ地先ごとに、ここはどうしてものこしたいというエリアを出していただいて調整ということになるかと思います。

鈴木委員 私が何年か前にそういう発言をしたときも、今と同じような意見でレジャー船にそれを掲示する必要があるかという話が出たが、合意が無ければその制度は実効性がないということでした。それを全面開放するのかという問題もあり、委員会指示自体の改正や意識の改革等、難しいことがたくさんありますが、このまま放置していくは駄目だと思います。私もすぐには提案はできませんが、どこかで打開策を考えなければならないと思います。

議長 私も以前から言っているように、新潟方式というものは非常に参考になるなと思っていました。ただ、新潟県方式だと新潟県は海岸線が長いのですが、あの長い中でも明確に枠で区切って禁止エリアに指定しているのは、そんなに沢山はなかったと思うのです。10ヶ所くらいだったかと思います。山形県の海岸線の長さからいくと、多くても

6、7個所くらいになってしまふのかなという感じがします。また、それがどの辺になるのか、場所の選定も地元の意見を聴きながらする必要があるのではないかと思っています。

佐藤栄一委員 お互いにどういう現状なのか、3海区の時にそういう話をしたらいかがでしょうか。

議長 確か、秋田県では人工魚礁に対するレジャー船の進入は一切禁止されていないですよ。新潟県では一部禁止、山形県だけが委員会指示で全面禁止をしているのです。これに関しては3県全く環境が違います。

伊原委員 ただ、先程の話題ですが、山形県では人工魚礁で漁船以外は禁止するという委員会指示はある訳ですよね。

議長 そうですね。

伊原委員 その委員会指示がしっかりと機能しているのか、という問題はありますよね。

議長 現状は全く機能していないですね。

伊原委員 先ずは機能させた上で議論しないと、そもそも現状は機能していないのだから。

議長 機能させた上での議論は不可能ですよ。なぜかと言うと現状では場所が分からぬから。

伊原委員 そういった対策も含めて、各々がどういった問題があるのかを出して一つ一つ解決しなければならない問題がいっぱいある訳です。一括りにはできないです。

議長 人工魚礁についての使い方やあり方については、基本的には漁業の為に税金を投入して作ったものですから、漁業者の方から意見を聴き、他県の状況を踏まえつつ、本県の遊漁者とも調整をしていくことになるのではないでしょうか。

佐藤一道委員 これは前回委員会の報告事項として事務局が時系列でまとめてくれて、少し事情が複雑で、人工魚礁の他に増殖礁と考え方もあり、それぞれ規制も違うということも報告されておりましたが、委員会指示で発動されているものが実際に機能しているのかというところもありますので、この問題は一度整理してから協議してはどうかと思います。今ここで話し合って足りるようなボリュームでは無いように思います。

会長が言われるように、隣県とは環境も海岸線の長さも違いますので、本県は狭い中でもどのように運用しなければいけないのか、鈴木委員が言われる漁場として機能しているいないという問題ではなく、将来的に新規就業者に漁場が活用できる、自由に使えるような環境かというとまだ明確にできていないと思いますので、一度整理する必要があると思います。

議長 実効性を持たせるには、取締りが有効でなければいけません。取締りができるような建て付けではどうしようも無いのです。やるのならやはり取締りができる体裁を整え

ないと意味がありません。その際には、先程も申し上げたとおり座標を明記するしかないと思います。取締りのことを考えた場合には、それ以外の方法は無いであろうと思います。他にも、新潟県の場合だと、取締りを容易にするためだと思いますが、私の記憶では、エリアは線を引きやすいように全部四角形なのですよね、多角形は無いのです。長方形で決めているので、あれはもしかしたら取締りを容易にするためなのかもしれません。あるいはレジャーボートがここは禁止区域だと線を引きやすいような長方形だと思います。

資料は新潟県にもらえば分かると思いますが、あの広い新潟県ですら確かに10か所前後くらいしか禁止エリアが無かったと思いますが、本県において何ヶ所設定するのかは釣り人や漁業者の密度や漁場の広さという問題もありますので、各県によって違って構わないと思いますが。

伊原委員 この問題は20年も前の火光釣りの頃から人工魚礁の上では漁船以外の遊漁を禁止するといつても、ではその場所の座標が分かるのか、曖昧だ、だから取締りできないということだった。ここでその座標を決めて、そのエリアの中はダメなのですよと、それで取り締まってくださいと決めれば、取締りはできますよね。

議長 ええ、できると思います。

鈴木委員 そんなことをいっても取締りしないでしょう。

伊原委員 だから、ここで決めてもらう必要があるのです。

飯塚委員 漁業者が邪魔になっていたのですよ。現在、魚礁でレジャーボートが釣りをやっていることについて、漁業者に凄く弊害があるという訳ではないのでしょうか。

鈴木委員 今は無いですね。

飯塚委員 今は無いのですよね。将来的には保護しなければならないという話を言っているのでしょうか。

鈴木委員 現在は魚が見えにくいし。実際には長く使いたいという人がいるのですが、レジャーボートが来ないことを確認してから使いなさい、ということは言っています。

飯塚委員 漁業者の方から、レジャーボートが来て困るので枠を引いてこないで欲しい、という要望があるのならば理解できるが、現在は漁業者に負担がかかっていたり、弊害がある訳では無いわけだ。それなのに枠を引いてプレジャーボートにここならいいですよと与える必要は無いと思う。漁業者のためにわざわざ魚礁という魚のすみかを作っていて、漁業者に使って下さいとしているのだから、それをわざわざ漁師の方から、この部分は遊漁者が使っていいですよ、などという必要は無いと思います。議長の御意見とは反対になるかも知れないですが。

議長 現状では取締りができない状況ですので、逆にメリハリをつけて重要な漁場については、きっちりと枠で囲って保護する必要があるのではないか、という話なのですが。

飯塚委員 取締りは県の方でするのでしょうか、それを漁業者が弊害があつて、レジャー船が違反してどうにもならないで県の方で取締りをして欲しいといつのであれば分かるのですが、今のところそういう弊害もそんなに無いということであるならば、わざわざ枠を区切って遊漁者にここで釣りをやってくれよと漁業者から言う必要性は無いと思う。ただ、そういうものは色々なレジャー船より、どうしても使用したいという海区調整委員会に対する要望があるのならば、それは検討してそういう場所を区切ってやることとは可能だと思いますが、自分の財布を開けてどうぞ持つて行ってくださいといふようなことはする必要が無いと思います。漁業の為に本委員会があるのですから。

議長 それは分かります。ただ問題は取り締まりができない現状で、人工魚礁が無秩序にレジャー船が自由に入り出しきれる状態ではまずいのではないかということを言っているのです。それを打破する為には、しっかりと区画を作るしかないであろうという話です。ただ、その区画を作つて優良な漁場を守る必要性が漁業者にないということであれば、やらないですよ。

鈴木委員 飯塚委員、確かに今言われたとおり、自分から要らぬ声を上げて漁場を提供する必要性は無いが。

飯塚委員 区切るということはそういうことでしょう。言つてゐることが良く分からぬでしょ。どうやつてその場所を守るかということを言つてゐるわけだう。将来的に使いたいとは言つていない。

鈴木委員 以前に魚礁の規制に関して、月峯が全然取締りしないしふらふらといつだけなので、取締まりをしてくださいとこの委員会で提案したのです。その際に委員会では、魚礁の場所を特定だう。特定できないので月峯の取締りはできない、ということで話が終わつてしまつたのです。そういうことであるならば、エリアを決めれば取締りが可能、しやすいのかと思って、そのエリアは、地元漁業者とどこがいいか協議をして、その中で全面的に妥協はできないという地域があればそれは全面的になるかも知れないし。ですから、要点は取締りや管理にメリハリがあればいい。共同漁業権も本当は組合が管理をするべきエリアなのですが、それも全然管理しないでしょ。

飯塚委員 管理していくても、法的に取調べができる訳でもないでし、それは県の方ですべきことでは無いのでしょうか。

鈴木委員 行使料ばかりとつて全然管理していないではないですか、それは水産課と保安部とも協力してやらないといけないけど何もしないじゃないですか。

飯塚委員 それは直に言わなければいけないことであるので。

鈴木委員 言つたつて何も動かないじゃないですか。

伊原委員 飯塚委員、でも決まりはある訳だから、その決まりを機能させなければいけない。今でも海区調整委員会指示の決まりがあるのですが、それが機能しないで目的もはつきりしないのであれば、見直した方が良いのではないか。

飯塚委員 それは良いと思う。

伊原委員 うん、だからそうなのよ。決まりはあるのだから、取締りはしっかりと行うべきだと思います。でも、エリアが良く分からぬといふのであれば、まずはエリアをちゃんと座標でこのエリアですよと示して、取締りしてくださいと。

飯塚委員 遊漁船の方がかえって魚礁のある場所を分かっているのではないか。どこからその情報が出ているかは知らないが。

伊原委員 分かっていても、海区調整委員会指示として人工魚礁での遊漁は禁止であるとルールブックにはしっかりと書いてあるのです。海区委員会指示など何の罰則もないしそんなもの守る必要がないというならば意味が無いのです。守らせるためにまずやる。

飯塚委員 委員会指示で何があっても駄目だということじゃないですか。委員会指示には罰則が無いからルール違反しても良いということじゃないですか。それは漁師に対しても同じことではないですか、それではまずいと思う。

鈴木委員 御意見は良く分かりました。ただ、今は時間も無いので具体的なことまで言いませんが、そういった今までの経緯がありますからね。

飯塚委員 私は言われている内容が良く理解できませんでしたので。鈴木委員が言われていることは、会長が先に提案された新潟県方式の件もあるが、魚礁を守らなければならぬということは、漁業者なら誰しもが思っていること、そのために入れているものだ。そこで漁をしたいのにレジャー船が邪魔だといふのであれば、それはしっかりと取締りをしてもらわなければならないのに、その区画が分からぬからというが、それは県の方で場所は把握しているのだし、資料は持っているし漁業者の方でも知りたければ、その資料を貰えば分かるのだから。この魚礁は90キロメートルずっと繋がっているのでしょうか。私が前に聞いた時は砂で埋まっている場所はあるとしても、一旦人工魚礁を入れた場所には再び入れないという方針で今まで来ているのだから、ずっと違う場所に入れてきているはずだと思う。

砂で埋まったからといって再び同じ場所に入れない、我々漁業者が入れて欲しいと要望しても県は入れてくれないという方針で来ているのです。防波堤をもっと良くして欲しいと要望しても同じことで、災害復旧ならばできるが新たには設置はしてくれない、そのようにずっとやってきたのです。そのような経緯があるのですから、漁業者の方は県に要望してみて、やるか、やらないかの判断は県に任せた方がいいのでは無いでしょうか。

場所が分かる、分からぬと言っているが、プレジャーボatって、そこが禁止だということは分かっている訳でしょう。どこか分からぬのに守りなさいは無理ですが。

伊原委員 一つ確認したいのですが、座標によってエリアがしっかりと分からぬから取締りをやらないのですか。

加賀山課長 県側では座標は持っております。ただ山形県海域とはいへ範囲もかなりの広さがござりますし、この海域を月峯一隻で担当しております関係上、物理的な能力面で至らないところもあるのではないかと、大変申し訳なく思っております。

伊原委員 以前からこの話はあるのですが、何故取締りができないのでしょうか。

加賀山課長 委員会指示がございますので取締りができないということではございません。ただし、それがしっかりと運用しきれていないのが現状であるのかと思います。

伊原委員 運用できていないとは、では、何故運用できていないのですか。

加賀山課長 物理的な問題があると思います。

伊原委員 なぜ物理的な問題があるのですか。それは私への答えになってしまんよ。

加賀山課長 申し訳ございません。今後の考えて行かなければならぬことだと思います。

飯塚委員 必要性が無いと思っているから、回っていないのだ。トラブルも起きていないし。これでトラブルでも起きたら、回るから心配するな。

池田会長代理 大型魚礁、大型魚礁といつても、今現在分かる人がどれだけいるか。あそこは砂に埋まってしまっていて、みんな無くなっているでしょう。だから、月峯がここは大型魚礁ですといつても、既に埋まつて無くなっているものに納得する人は誰もいないよ。

伊原委員 前任の海区委員会会長がいたころ、私は委員会で聞いたことがあるのですが、人工魚礁についての委員会指示はあるのですが、捕まった人はいないので、何故しっかりとしないのかと尋ねたところ、しっかりと取締りをすることはできるのです、とその当時は言っていたよ。しかし、それから現在に至るまで同様の状況は続いているのです。その間にどんどん世の中も変わつてしまつて、漁業者はいなくなつて遊漁者は増えて、状況は変わつているのですから、その上でもう一度整理して話をしていくかいけません。

池田会長代理 整理するといつても、砂の中に埋まつてしまつてもう無いのだから、それを掘り出す訳にもいかないでしょう。月峯が取締りに行って魚礁がどこにあるのか聞かれても、分かりませんというしかないのではないかですか。

伊原委員 問題を先送りにしている間に、その魚礁は見え無くなつてしまつた。

飯塚委員 それなりに問題が起きれば、きちんとやってくれるから。漁業者にとっても現在は問題が起きていないということですよ。有効活用という意味も分かります。使う者に問題が起きれば、それは県の方も動くとは思うのですよ。ただ、有効に使うためにただレジャー船もいいですよといって良いのかどうかという話し合いをそれぞれして、海区の中で決めていけばいい。

伊原委員 酒田地区では、また別の問題もあるのですが。

議長 人工魚礁とレジャー船の関係は、酒田、遊佐地区と鶴岡、温海地区とでは少し違う状況にあるのですよね。まず、鶴岡、温海地区の方は遊漁船にはほとんどYMがついているではないですか。酒田、遊佐地区の方はほとんどついていませんので、その問題が一つあります。YMがついていれば遊漁船でも人工魚礁に入って良い訳ですから。その点で、北庄内と南庄内では置かれている環境がそもそも違いますからね。実際にYMがついていない船が、どのくらい人工魚礁に行っているかというと、私は基本的には撒き餌はしないので行かないですが、吹浦のジャンボ等は撒き餌をばら撒くじゃないですか。

伊原委員 ジャンボは100パーセント人工魚礁です。

議長 そうです、あそこで皆大量の撒き餌をしているのです。私の考えでは、魚を獲っているというより、あんなに大量の撒き餌を撒いて海底が腐らないかと心配しています。名前は挙げませんが、ある船が17人のお客様が乗っていれば、一人4キロの撒き餌を撒くのです。一艘で一日で50キログラム撒く訳ですから、それが海底でどうなるのかということです。ヘドロにならないか、魚が寄り付かないようにならないか、その上に皆がアンカーを打っていますから、それが引っかかればロープを切ってしまう、ロープを切ればそういう物もゴミとして海底に残る訳です。こういったことを特に吹浦のジャンボあたりは私は危惧しているのです、あそこは入るレジャー船の数も多いですから。撒き餌をする人は皆行きますからね。

伊原委員 あそこはレジャー船が来ても悪い所ですよ。

議長 ですから、きっちりと枠で区切って、そこに入るなどすればよいのですよ。私はしっかりと線を引いて取締まれ、と言っているのです。もちろん、異論があればそれは仰っていただきたいですが、取締りとメリハリをつける必要性はあると思っています。それについては色々御意見もあると思いますので、それを伺いたいと思います。ただ、個人的なことを言わせていただきますと、YMを付いている遊漁船は入って良いが、ついていない遊漁船は入っていけないという区別はいやだと思います。

飯塚委員 魚で生計を立てている人と遊びで魚を獲る人の違いではないですか。

議長 そうなのですが、釣り人を乗せていることには変わりないですから。

飯塚委員 良いじゃないでしょうか。乗せて行くこと、釣らせることが商売なのですから。

伊原委員 議長、吹浦も漁港なのですよ、プレジャー等も置いて良いのか、と尋ねられるのですが、決まりに基づいて置いている人は良いのです。ところが泊地も上の方も漁船以外の利用は駄目なのですよ。それは漁業振興という漁業のための国の予算で設置されたのであって、それ以外での使用は会計検査時に指摘されるでしょう。人工魚礁も同じことだと思います。世の中皆のためならいいが、水産のために使った予算で作ったのであれば、漁業のために使用しなければならないと思います。ですから、漁船登録している遊漁船というのがあるが、それが漁業者の多角経営からすれば、漁業をしながら遊漁をするというものは収入源の一つなわけです。そういう考え方もあるということだよね。

議長 全部釣り人が資源を釣って行ってしまうのですからね。それは漁業経営を重心に置くか、資源保護を重心に置くかという問題でもある訳ですよ。

伊原委員 でも、漁船以外の船は全て漁業では無いからそれはまた違うのだろうね。

議長 基本的には人工魚礁というものは、魚を増やして、より良い漁場を作るという目的がありますから。私は漁業者が獲るための漁場を作ることが主眼であると思いますので。YMが付いているからといって遊漁船を優遇しなくとも良いと思いますが。

伊原委員 国交省の予算であればともかく、水産庁の予算で行った事業であれば、制限は付けるを得ないのではないかと思うが。

飯塚委員 あまり詳しくなると難しくて分からぬのですが、失念して申し訳ないが魚礁と魚のアパートを入れることで区別がありましたか何といいましたか。

議長 人工魚礁と増殖場ですね。

伊原委員 海区調整委員も勉強会を開いて知識を高めなければなりませんね。

飯塚委員 そうですね、言葉すら思い出せないので。

議長 この件につきましては、また機会を設けて議論していくことで、本日の会議はこれにて終了させていただきたいと思います。

また、3海区連絡協議会につきましても、本県は開催県でもあり3年ぶりの対面形式になります。盛り上げてまいりたいと思いますので、ぜひ、皆様方も一人でも多く御参加して御協力いただけるようにお願いいたします。では、事務局から他にありますか。

事務局 次回の委員会日程ですが、9月より新しい共同漁業権が始まります。その免許についての諮問がございますので、8月1日の13時30分からで考えております。

一同 はい、問題ありません。

議長 他にはございませんか。

一同 ありません。

議長 では、本日の委員会はこれにて終了します。皆様、長時間お疲れ様でした。

上記のとおり第421回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和5年6月20日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

委員 佐藤 一道

委員 伊原 光臣

